

平成二十一年五月二十一日提出
質問第四三三四号

新・要介護認定基準に関する質問主意書

提出者
山井和則

新・要介護認定基準に関する質問主意書

二〇〇九年四月一日より実施されている、新・要介護認定基準について、次のとおり質問する。

一 このたび、厚生労働省内に設置された「要介護認定の見直しに係る検証・検討会」において、検証方法はいつ決められ、調査はいつ依頼されるのか。また、検証結果はいつ公表されるのか。それぞれ具体的に教えてください。

二 新・要介護認定基準が実施され、介護支援専門員の間では、訪問調査に基づく一次判定が軽く判定され、「非該当（自立）」になるケースが増えている」との心配の声が高まっている。一方、舛添厚生労働大臣は、四月一日の衆議院厚生労働委員会で、「研究事業だと、今のパーセンテージは〇％」と答弁している。これは、新・要介護認定基準で非該当になる人は、今までより増えないと想定しているのか。もし、そうであれば、その根拠をお教えいただきたい。

三 もし、非該当になる人が増えた場合、介護サービスを利用できなくなる。これに対し、どのような具体的救済措置を考えているのか、お教えいただきたい。

右質問する。